

地区部委員会の設置に関する規定

第1条 会務の円滑な運営をはかるため、次の地区毎に委員会をおく。

1. 一本杉 (一本杉町)
2. 鍛冶屋敷 (大和町一丁目、一本杉町)
3. 木ノ下 (木ノ下一丁目～五丁目)
4. 桜木 (桜木通、成田町、西新丁、東新丁、木ノ下四丁目・五丁目)
5. 白萩 (白萩町)
6. 中倉 (中倉一丁目)
7. 東文化 (南小泉一丁目・二丁目、一本杉町)
8. 法領塚 (一本杉町)
9. 保春院 (保春院前丁、三百人町)

第2条 地区委員会は地区内会員より選出された委員で構成し、会員相互の理解と親睦、環境の浄化、子供会の育成指導等の地区活動を行う。

第3条 地区委員会は前条の活動を行うにあたり、専門部および学年部と連絡を密にして地区活動の効果を高めるようにしなければならない。

第4条 地区委員会に委員長1名、副委員長および世話人若干名をおく。委員長、副委員長および世話人は地区会員の互選による。

1. 委員長は会長がこれを委嘱し、世話人は委員長がこれを委嘱する。
2. 委員長、副委員長は役員および他の委員会の委員長、副委員長を兼ねることはできない。

第5条 委員長、副委員長および世話人の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補欠によって選任された者は前任者の残任期間とする。委員長、副委員長および世話人は、任期満了といえども後任者が決まるまでその職務を行う。

第6条 委員長は、その地区における会務を統括し、その委員会を代表して運営委員会に参加する。副委員長は委員長を助け、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第7条 委員長は任務執行するため、地区を数班に分けることができる。世話人は委員長を助けその班内における会務の運営および子供会の育成指導に協力する。

第8条 委員長は、この会の運営その他のことで会員と連絡協議を必要とするときは、いつでも世話人会および地区総会を開くことができる。世話人会の議長は委員長がこれを行う。地区総会を開催するときは、その3日前までに、日時・場所・議題を会長に連絡しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りではない。

第9条 会長が必要と認めたときは、委員長に対し世話人会および地区総会の開催を求めることができる。また、地区会員の3分の1以上の同意があれば委員長に対し、地区総会の開催を求めることができる。

第10条 委員長が前条の規定によって会合の開催を求められたときは、すみやかに会合を開かなければならない。

第11条 地区委員会において協議の結果必要と認められたときは、委員長は会長に対し、運営委員会の開催を求めることができる。